

都市再生整備計画

ゆ かわ ち く だい かい へん こう
湯の川地区(第4回変更)

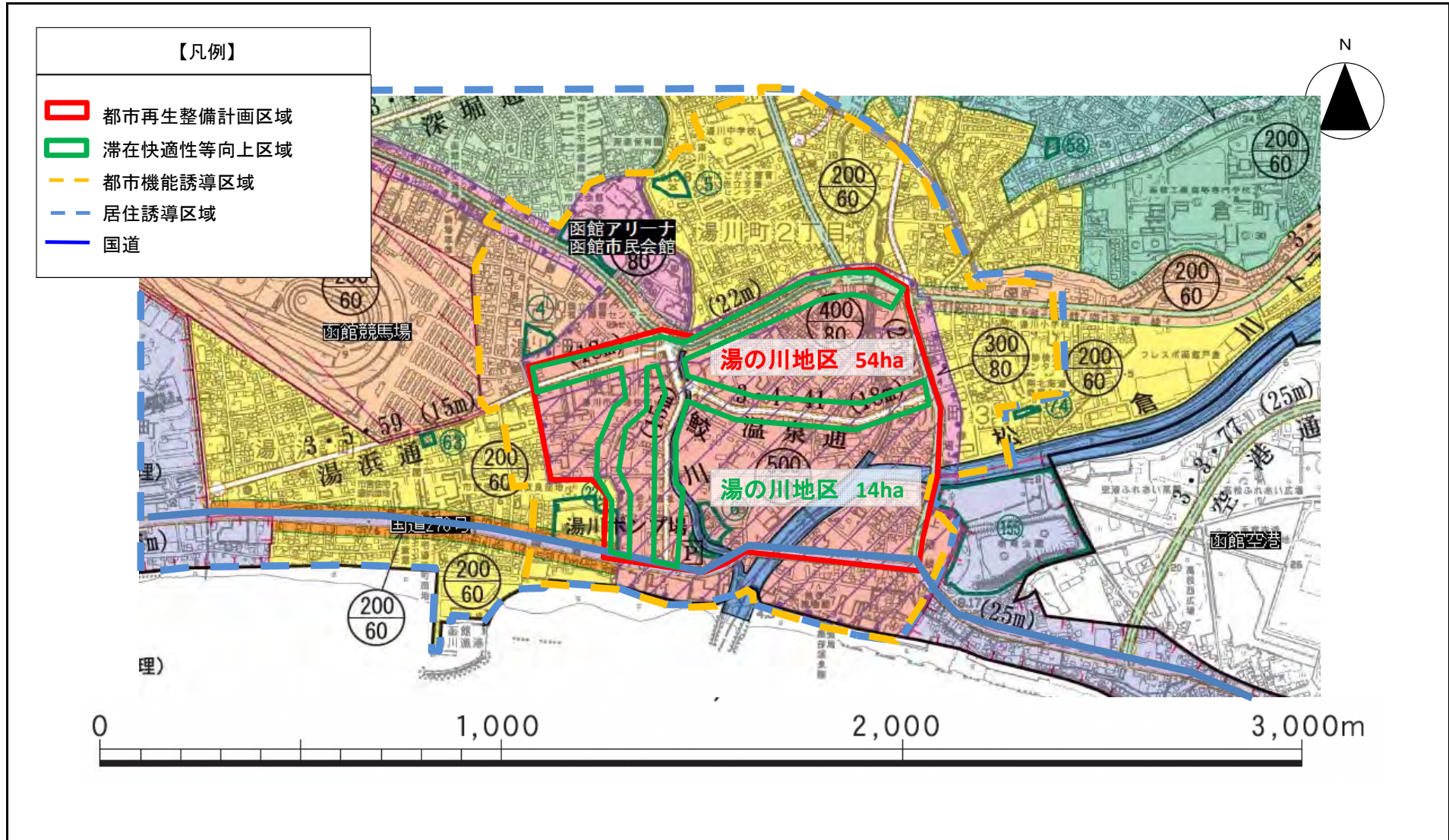
ほっかいどう はこだて し
北海道 函館市

令和7年12月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【市民と観光客がともに集い、様々な交流が生まれる賑わいのある地区】 ・宿泊施設の利用者のほか、函館アリーナや函館競馬場を利用した市民が、まちあるきを楽しめる魅力あるエリアを創出する。</p>	<p>【基幹事業】 道路(市道中環状通, 市道温泉通, 市道湯浜通, 市道湯川1-25号線) 高質空間形成施設(インターロッキングブロック舗装, 照明施設, 植栽) 地域生活基盤施設(ポケットパーク, 情報板) 事業活用調査(湯の川地区活性化方策検討調査, 事業効果分析調査) 【関連事業】: 北海道 高質空間形成施設(インターロッキングブロック舗装, 照明施設)</p>
<p>【観光客の満足度が極めて高い、おもてなしに溢れる地区】 ・まちあるきを行う観光客が、段差が少なく、夜間でも足下が明るい歩道で、隣接する川や街路樹などの自然を歩きながら楽しめるような整備を行う。</p>	<p>【基幹事業】 道路(市道中環状通, 市道温泉通, 市道湯浜通, 市道湯川1-25号線) 高質空間形成施設(インターロッキングブロック舗装, 照明施設, 植栽) 事業活用調査(湯の川地区活性化方策検討調査, 事業効果分析調査) 【関連事業】: 北海道 高質空間形成施設(インターロッキングブロック舗装, 照明施設)</p>
<p>【海外からの観光客も安心して快適に楽しめる地区】 ・道路照明灯がまばらで薄暗く、観光客が安心して歩くことができない現在の道路に、美観を演出する街路樹や観光街路灯を配置し、海外からの観光客も安心して快適に歩くことができるよう整備を行う。</p>	<p>【基幹事業】 高質空間形成施設(インターロッキングブロック舗装, 照明施設, 植栽) 地域生活基盤施設(ポケットパーク, 情報板) 【関連事業】: 北海道 高質空間形成施設(インターロッキングブロック舗装, 照明施設)</p>
<p>その他</p>	
<p>【地区の特色】 湯の川温泉は、北海道の三大温泉郷の一つで、古くから名湯として人々に親しまれており、エリア内でのイベントとして、湯倉神社で夏祭りや、松倉川河口で花火大会が開催されている。冬のイルミネーションイベント「湯の川冬の灯り」は、川沿いをライトアップし「和」の雰囲気漂うよう、湯の川温泉をイメージした流水と扇の文様や、海や雪、梅や桜など10種類の灯籠円柱モニュメントの設置などが12～2月に開催されており、期間内には、地元グルメやスイーツ、温泉を楽しむまちあるきイベントも開催されている。 また、西部地区観光エリアとの移動にも利用できる路面電車停留所「湯の川温泉」も近く、足湯「湯巡り舞台」は地元、観光客問わず利用され賑わっている。 地区周辺には、車で5分で行ける函館空港のほか、大規模イベントやスポーツ大会に利用される「函館アリーナ」や、初夏に行われる函館競馬の会場となる「函館競馬場」、など立地条件は良い。</p> <p>【まちづくりの住民参加】 ・地区内には、「温泉旅館協同組合」「商店街振興組合」等の団体により、温泉夜市や夏祭りなどのイベント開催により、にぎわいの創出に努力している。 ・代表する夏まつりとして、湯の川温泉花火大会が例年8月に開催されており、多くの人が訪れている。 ・平成17年度から町内会や団体の協力により「函館沿道花いっぱい道」として沿道美化活動(ボランティアサポートプログラム)が行われている。</p>	

湯の川地区(北海道函館市)	面積 54(14) ha	区域 湯川町1丁目の一部, 湯川町2丁目の一部, 湯川町3丁目の一部
---------------	-----------------	---------------------------------------

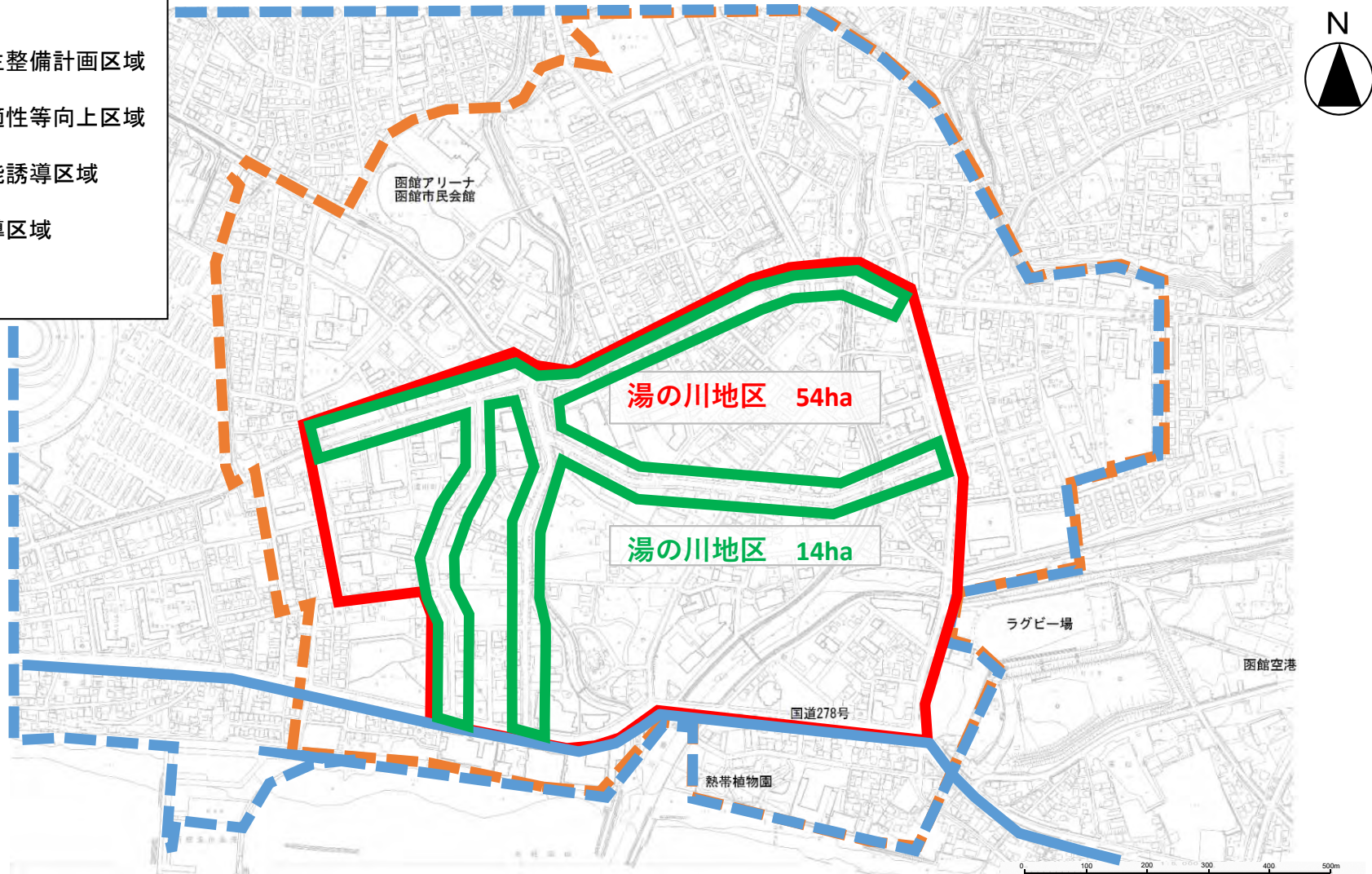


湯の川地区(北海道函館市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と観光客がともに集い、様々な交流が生まれる賑わいのある地区 ・観光客の満足度が極めて高い、おもてなしに溢れる地区 ・海外からの観光客も安心して快適に楽しめる地区 	代表的な指標	函館市観光入込客数の増加	人/年	526万人 (H30年度)	→	550万人 (R7年度)
			函館市平均宿泊数の増加	泊/人	1.27泊 (H30年度)	→	1.28泊 (R7年度)
			湯の川温泉の観光入込み客数の増加	人/年	100万人 (H29年度)	→	108万人 (R7年度)

凡 例

- 都市再生整備計画区域
- 滞在快適性等向上区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 国道



まちなかウォークアブル推進事業事前評価シート

計画の名称:都市再生整備計画「湯の川地区」 事業主体名: 北海道函館市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1)まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1)地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2)まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4)指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1)まちづくりに向けた機運がある。	○
2)住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3)継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2)交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3)計画について住民等との間で合意が形成されている。	○

施行地区要件確認シート

活用する事業 まちなかウォークアブル推進事業	支援型 コンパクトシティ支援型
-------------------------------	------------------------

まちなかウォークアブル推進事業(社会資本整備総合交付金)を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
①コンパクトシティ支援型		
1) 以下のいずれかの市町村に該当するか。(①or②の該当する項目に「○」)		
① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、原則として5年経過するまでに、計画を作成することが確実か。	○	公表時期: 平成30年4月
② 立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村か。 i) 市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後概ね維持される		
2) 以下のいずれかの区域に定められているものであるか。(①～③の該当する項目に「○」)		
①市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち以下のいずれかに該当する区域であるか。 ・鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 ・バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内 ※ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。	○	市電湯の川温泉駅から半径1Kmの範囲内
②市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区(今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域 ・拠点となる施設から半径500mの範囲内		
③市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。		
②観光等地域資源活用支援型		
1) 以下のいずれかに関する計画があるか。(①～④の該当する項目に「○」)		
①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ②観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画 ③文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 ④その他()		○○に基づく○○観光圏整備計画
2) 都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であるか。(市街化区域等を除く)		
③地域生活拠点支援型		
1) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる地区か。		
2) 以下のいずれかの地区に該当するか。(①or②の該当する項目に「○」)		
①基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(連携市町村)が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村における		
②基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想		